

# 学校感染症（第2種）による出席停止の基準

学校保健法施行規則第19条より

病名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 〈参考〉 発熱した日の翌日を1日目
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤の治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 〈参考〉 ○症状(発熱等)が出た翌日を1日目 ○症状が軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある):軽快した翌日を1日目
結核	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス感染症」の出席停止期間の見方（参考）



<参考>

○出席停止期間の見方

①インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

(例)	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
2日目で 解熱した 場合	発症 (発熱した日)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校不可 (発症後5日目 以内なので)	登校可能	
4日目で 解熱した 場合	発症 (発熱した日)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

②新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

(例)	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
3日目で 軽快した 場合	発症 (症状〔発熱 など〕が出た 日)	症状 あり	症状 あり	症状が 軽快	軽快後 1日目	登校不可 (発症後5日目 以内なので)	登校可能	
5日目で 軽快した 場合	発症 (症状〔発熱 など〕が出た 日)	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状 あり	症状が 軽快	軽快後 1日目	登校可能

※「症状が軽快」：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること